明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

百八条の放送の確実な実施のために特に必要なものであることについて、総務大臣の確認を受けることができる。

2　総務大臣は、前項の確認をしたときは、当該確認に係る基幹放送局設備整備計画の内容を公表するものとする。

3　第一項の確認を受けた基幹放送局提供事業者は、当該確認に係る基幹放送局設備整備計画の変更をしようとするときは、総務大臣の定めるところにより、変更後の基幹放送局設備整備計画を総務大臣に提出して、その確認を受けなければならない。

4　第二項の規定は、前項の確認について準用する。

（放送の停止等の報告）

第百二十四条　法第百十三条及び第百二十二条の規定による報告をしようとする者は、報告を要する事由が発生した後速やかにその発生日時及び場所、概要、理由又は原因、措置模様その他参考となる事項について適当な方法により報告するとともに、その詳細について、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める様式の報告書を、報告を要する事由が発生した日から三十日以内に提出しなければならない。

一　認定基幹放送事業者の基幹放送設備（法第九十三条第一項第三号に規定する基幹放送設備をいう。以下同じ。）　別表第二十四号の様式

［二・三　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

○総務省令第十九号

総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）及び総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）を実施するため、総務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

総務大臣　高市　早苗

総務省組織規則の一部を改正する省令

総務省組織規則（平成十三年総務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（人材育成室及び評価活動支援室並びに企画官） **第十八条の二**　企画課に、人材育成室及び評価活動支援室並びに企画官一人を置く。 ［2～6　略］ （行政経営支援室及び企画官） **第二十二条の二**　市町村課に、行政経営支援室及び企画官一人を置く。 ［2　略］ ［一・二　略］ ［削る］ ［3　略］ 4　企画官は、命を受けて、地方公共団体における情報通信技術の活用等による行政改革の推進に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。 （デジタル経済推進室） **第四十七条**　地域通信振興課に、デジタル経済推進室を置く。 2　デジタル経済推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　地域の特性の応じた情報の電磁的流通のための有線又は無線の施設の整備の促進に関する事務のうち、高度な施設に係るものに関すること。	（人材育成室及び評価活動支援室並びに企画官） **第十八条の二**　企画課に、人材育成室及び評価活動支援室並びに企画官二人を置く。 ［2～6　同上］ （行政経営支援室） **第二十二条の二**　市町村課に、行政経営支援室を置く。 ［2　同上］ ［一・二　同上］ 三　中核市の指定に関すること。 ［3　同上］ ［新設］ （地方情報化推進室） **第四十七条**　地域通信振興課に、地方情報化推進室を置く。 2　地方情報化推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　地域の特性の応じた情報の電磁的流通のための有線又は無線の施設の整備の促進に関する事務のうち、地方公共団体等が行うものに関すること。